

令和8年4月22日
国土交通省関東地方整備局
特定離島港湾事務所

令和8年度 特定離島港湾事務所の事業概要について

特定離島港湾事務所では、我が国の排他的経済水域における資源探査等の経済活動を支える拠点を整備するため、令和8年度においては、以下のプロジェクトを実施します。

令和8年度の特定離島港湾事務所の主な事業概要は以下のとおりです。

◎ 沖ノ鳥島における活動拠点整備事業

平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」等に基づき、沖ノ鳥島において海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する活動が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる活動拠点(特定離島港湾施設)の施設整備と港湾の管理を行います。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、横浜海事記者クラブ、東京都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 特定離島港湾事務所

電話：03-5715-1037（代表） FAX：03-5715-1054

副所長 鈴木

おきのとりしま かつどうきよてんせいびじぎょう
沖ノ鳥島における活動拠点整備事業

令和8年度事業費：53.9億円
【東京都】直轄

事業の概要

海洋資源の開発及び利用や海洋調査等の諸活動が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行えるよう、沖ノ鳥島において、船舶の係留や停泊、荷捌き等が可能となる港湾の施設を整備します。

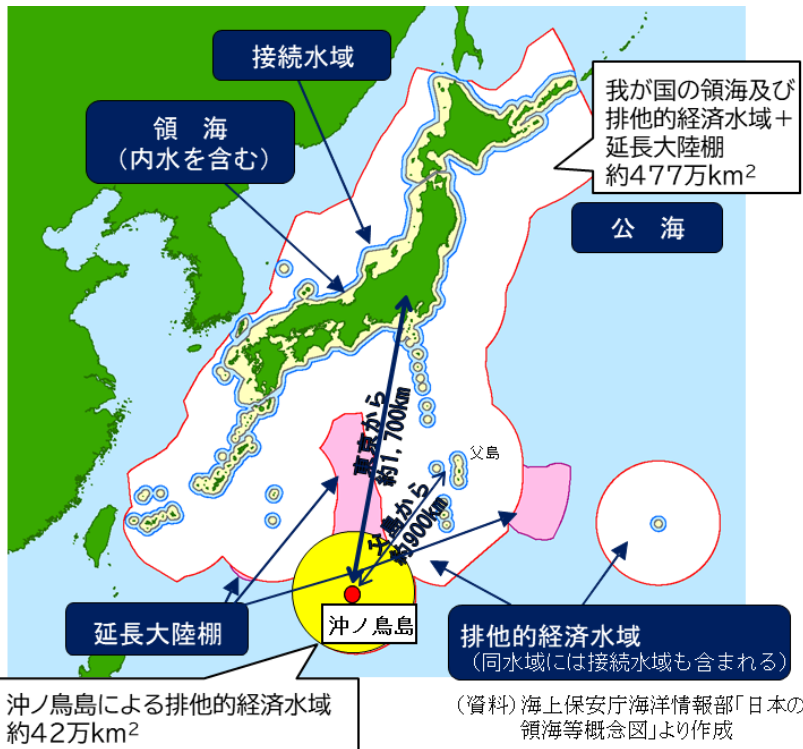
令和8年度予定

○沖ノ鳥島

特定離島港湾施設の整備を実施します。

事業の効果

- 大型船が直接係留することが可能となり、資機材等の陸揚げ作業の時間短縮が図られます。
- 活動拠点ができることで、本土から遠く離れた海域においても調査船等の効率的な運航が図られます。



沖ノ鳥島